

下記のとおり、追加事項ならびに誤りがありました。巻末の別冊も併せてご確認ください。

P.42 C項目共事項

誤) 評価の診断 → 正) 評価の判断

P.51 3 呼吸ケア (喀痰吸引のみの場合を除く)

「判断の手がかり」の「10」を変更 ⇒【別冊：P.5】

誤) 10. ハイフローセラピーによる呼吸の補助機能を使用した場合も評価対象となる。

正) 10. ハイフローセラピーは、鼻カニューレにより高流量の酸素を流す酸素療法であり、換気のサポートはないため評価対象とならない。

P.64 10 人工呼吸器の装着

「判断の手がかり」の「5, 9」を変更 ⇒【別冊：P.9】

誤) 5. ハイフローセラピーによる呼吸の補助機能を使用した場合も評価対象となる。

正) 5. ハイフローセラピーは、鼻カニューレにより高流量の酸素を流す酸素療法であり、換気のサポートはないため評価対象とならない。

誤) 9. 臨床工学技士等も評価対象となる。 → 正) 9. 理学療法士や臨床工学技士等も評価対象となる。

「経過記録」の「3」を変更 ⇒【別冊：P.9】

誤) 3. 臨床工学技士による呼吸器管理の実施を看護職員が確認した記録

正) 3. 理学療法士等による呼吸ケアや臨床工学技士による呼吸器管理の実施を看護職員が確認した記録

「当該看護職員による看護記録以外の記録」の「2」を変更 ⇒【別冊：P.9】

誤) 2. 臨床工学技士等による人工呼吸器管理の記録

正) 2. 理学療法士等による呼吸ケアや臨床工学技士による人工呼吸器管理の記録

P.69 14 専門的な治療・処置

「判断の手がかり」の「7, 8」を変更・追加 ⇒【別冊：P.11】

誤) 7. 局所への投与であっても、肝動注等のように抗悪性腫瘍剤を注入したりする場合は、評価局所の動注であれば評価対象となる。

8. スプリング方式やバルーン方式による薬液注入でも評価対象となる。その場合は、看護職員が管理していなければ、評価対象とならない。

正) 7. 局所の投与であっても、当該病棟において肝動注化学療法 (TAI) 等の肝動脈にカテーテルを挿入したり、皮下にポートを留置して肝動脈に抗悪性腫瘍剤を注入したりする場合は、評価対象となる。

8. 肝動脈化学塞栓術 (TACE) 等の抗悪性腫瘍剤を併用して塞栓を行う場合は、評価対象とならない。

9. スプリング方式やバルーン方式による薬液注入でも評価対象となる。その場合は、看護職員が管理していなければ、評価対象とならない。

P.82 14 専門的な治療・処置 ⑩ドレナージの管理

「判断の手がかり」の「4」を変更 ⇒【別冊：P.17】

誤) 4. ペンローズドレナージやフィルムドレナージ等は評価対象とならない。

正) 4. ペンローズドレナージやフィルムドレナージ等は通常的使用方法では評価対象とならないが、排液バックに貯留する等、定義に従っていれば評価対象になる。

P.84 15 救急搬送後の入院

「判断の手がかり」の「7」を変更 ⇒【別冊：P.17】

誤) 7. 救命救急病棟、ICU等の治療室に、HCUやSCU、CCUは評価対象となる。

正) 7. 救命救急病棟、ICU等の治療室に、HCUやSCU、CCU、**PICUは含まれる。**

P.114 7 救命等に係る内科的治療 ②経皮的な心筋焼灼術等の治療

「判断の手がかり」の「2, 3」を変更 ⇒【別冊：P.29「判断の手がかり」欄】

誤) 2. 対象外：ペースメーカー電池交換等

3. 対象：経皮的カテーテル心筋焼灼術、経皮的中核心筋焼灼術、ペースメーカーリード追加等

正) 2. 対象外：ペースメーカー電池交換、ペースメーカーリード追加等

3. 対象：経皮的カテーテル心筋焼灼術、経皮的中核心筋焼灼術等

P.115 7 救命等に係る内科的治療 ③侵襲的な消化器治療

「判断の手がかり」の「2」に下記を追加 ⇒【別冊：P.29「判断の手がかり」欄】

正) 2. 対象外：

消化管に出血がない場合で、予防的に止血術を実施した場合は、医師の判断であっても評価の対象にならない。

「判断の手がかり」の「3」を変更 ⇒【別冊：P.29「判断の手がかり」欄】

誤) 3. 対象：悪性腫瘍に対するラジオ波焼灼術、内視鏡的消化管止血術、内視鏡的粘膜下層剥離術、内視鏡的食道拡張・ステント留置術、食道静脈瘤結紮術、内視鏡的胆道結石除去術、内視鏡的胆道拡張術、内視鏡的胆道・胆管ステント留置術、内視鏡的経鼻胆管ドレナージ術など。

正) 3. 対象：悪性腫瘍に対するラジオ波焼灼術、内視鏡的消化管止血術、内視鏡的粘膜下層剥離術、**内視鏡的食道静脈瘤結紮術 (消化管止血術に該当する場合のみ)**、内視鏡的胆道結石除去術、内視鏡的胆道拡張術、内視鏡的胆道・胆管ステント留置術、内視鏡的経鼻胆管ドレナージ術など。

「当該看護職員による看護記録以外の記録」の「1」を変更 ⇒【別冊：P.29「根拠となる記録」欄】

誤) 1. 心臓カテーテル治療室記録で実施された治療名を確認。

正) 1. **内視鏡治療室記録**で実施された治療名を確認。

P.107, 108, 109, 110, 111, 113, 114, 115 C項目に共通する判断の手がかり

「当該看護職員による看護記録以外の記録」を変更 ⇒【別冊：P.27, 29「根拠となる記録」欄】

誤) DPC登録シート「手術」条目の手術名を確認 → 正) DPC登録シート「手術」**項目**の手術名を確認